

○内閣府令第七十二号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等) 第三十二条 令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が<u>百パーセント</u>以上であることとする。 〔2・3 略〕	(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等) 第三十二条 令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が<u>二百パーセント</u>以上であることとする。 〔2・3 同上〕

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第二条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等) 第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が<u>百パーセント</u>以上であることとする。 〔2・3 略〕	(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等) 第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が<u>二百パーセント</u>以上であることとする。 〔2・3 同上〕

附 則

この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。